

き」で断われているが、それ以外の点で、本書と関わって、評者が今後深めるべきと感じた点を指摘して、その責を終えたい。

まず、「社会的効率性」の提起に関わる問題である。著者は、直接的には、地方自治体の経費支出の効率をはかる基準の問題として提起されているが、さらに踏み込んで、予算論の視角から見た場合、この問題は、どのような課題を提起するのであろうか。行政における科学的な手法の導入と民主主義的な住民の参加が、「社会的価値」の認識過程において不可欠であるという著者の指摘は極めて重要な論点を提供しており、第6章で展開された情報公開や住民参加論と密接な関わりを持っていると思われる。そのようなシステムの発展をどのように展望するかについては、従来の予算過程論の評価とも関わって、より踏み込んだ検討が、必要となろう。

次に、著者も指摘されているように、現代経

済の地域的不均等は、情報化・国際化といわれるような経済・社会構造の変化に対応して、わが国では、一点集中型不均等発展として、事態が進行している。このような事態の分析にとっては、現代のインフラストラクチャーの再編成の問題が、その中心的課題として据えられねばならない。著者が、『地域と労働の経済理論』（1981年）で展開されていた、社会資本の再編成過程における、その所有と管理のあり方を分析することで、地域の支配構造と対抗関係を明らかにするという視角が、社会資本の主要な素材の形態の変化の問題等とも関わって、現代的な状況の分析を踏まえつつ、より発展させられねばならない。このような点は、地方財政・地方自治論に関心を持つものにとって、まさに共通の課題とされるべきであろう。

（やまだ ひろき 京都大学大学院）

■ 書 評

鶴田廣巳，藤岡純一編 『税制改革への視点—租税民主主義の発展にむけて—』

中央経済社，1988年

武田 公子

本書の視点

本書は「日本財政研究会」の共同研究の成果であり、次のような基本視点から書かれている。第1に、租税民主主義の発展という見地から税制改革を構想すること、第2に、租税改革を国民経済・国民生活との相互作用、矛盾の中で捉えること、第3に、地方自治・住民自治の発展の視点を貫くこと、（はしがき）である。かかる視点から、全体として1986年10月の答申以降、一連の政府税調による改革案（いわゆる「抜本的税制改革」）を批判しており、さらにオールタナティブな税制を構想する上で、直接税・所

得税中心主義、法人税の独立課税主義、間接税の整理・合理化、地方自治の原則、租税民主主義の発展、といった税制改革の原則を挙げている（序章）。第2章以下ではこれらの原則にはば対応して各々の税種、分野に関する検討を行っているが、それに先立ち第1章では、カナダのカーター報告・1984年アメリカ財務省報告における包括的所得税、ブループリント・ミード報告などにおける支出税、といった世界的諸潮流を紹介した上で、日本における包括的所得税論の典型としてシャウプ勧告を評価し、1987年度税制改革案における所得税の比例税率化、間接税強化の問題性を指摘している。そして民主主義租税論の考え方として、垂直的公平性、大法

人の社会的責任、内需主導型、納税者意識の養成、という視点を強調する。以下、各章の要約を掲げ、上記の課題・視点がどの様に具体化されているか見てみよう。

所得・法人税の諸問題

第2章では、現行所得税制の枠組みを検討するなかで、インデクセーションの欠如、控除制度の諸問題、所得控除と税額控除、キャピタルゲインの捕捉、累進税率のブラケット数減少の問題、などをとりあげて論じている。更に、階層別税負担の現状について計数的に詳細な検討を行って給与所得・申告所得に関して負担の実態を分析し、営業所得者や農業所得者などの概して零細な申告所得に対して給与所得よりも実効税率が高いことを示し、いわゆる「クロヨン」論を批判している。

第3・第4章は法人課税に関する検討である。まず第3章では、法人税負担水準の国際比較に関しての大蔵省と経団連との論争を紹介した上で、国際的な税制の相違を無視した安易な数字の比較や数値自体の有効性に対して疑問を呈し、こうした比較はまず十分な法人課税の情報公開に基づかねばならない、とする。また、国際化と市場メカニズムの復権、という視点からの法人減税という処方箋の有効性を問い、むしろ円高と構造転換の下で生み出されている経済的不安や不経済を社会的費用と捉え、法人税改革は「社会的費用と法人の社会的責任」という視点からなされるべきである、と結論づけている。第4章は今日の「国際性」という税制改革の理念は、法人の実効税率引き下げと多国籍企業化を補完・促進する機能をもっているとした上で、外国税額控除制度・タックスヘイブン対策税制、移転価格税制といった国際租税制度を検討し、独占資本の多国籍化した資本蓄積の様式と課税権の執行とは一般的には対抗しうることも可能であるが、現実の過程においてはむしろ協調関係が主要な側面となっている、と結論づけている。

付加価値税をめぐる

第5・第7章では、付加価値税に関する検討である。付加価値税には消費型と所得型があるが、第5章は今回の税制改革の焦点をなす前者について、第7章は地方事業税としての所得型付加価値税の導入の可能性について検討している。まず第5章では、消費型付加価値税における、非課税品目を含む全般的な物価騰貴、負担の逆進性、零細業者などの免税業者の新たな負担、などの諸問題を指摘し、また付加価値税導入の論拠とされる、家計のサービス化、クロヨン現象、福祉財源、所得の平準化、減税財源、等の点をそれぞれ実証的に検討・批判している。そして、かかる問題を抱えた売上税の導入に対しては、消費者と自営業者の協同による運動が重要であることを示唆している。第7章では、シャウプ勧告における地方付加価値税案を紹介し、それが加算法と控除法、所得型と消費型を混合していたという勧告の問題点を指摘した上で、1973年の全国知事会の事業税における外形標準の採用、という提案に関して、付加価値を外形標準として用いることの可能性を示唆し、自治体産業行政の権限と力量の強化、自治体の課税自主権、という点からすれば、国税売上税ではなく、地方自治体による企業課税としての所得型付加価値税の導入が望まれる、と結論づけている。

第6章は、「日本型福祉社会」戦略の下での税、社会保障負担の増大のため、勤労諸階層の家計の余裕が奪われ、また他方での社会保障給付の引き下げが家計のサービス化、資産形成といった私的対応として一層の負担を強い、さらに格差の増大や将来における生活的不安定性を拡大していることを、勤労諸階層の家計分析を通じて明らかにしている。そして、勤労者階層の生活の安定化とそれを基盤とした内需中心の資本蓄積への転換を図るには、「福祉目的税」という名目の付加価値税導入ではなく、軍事費・対外援助費や金融資本減税に対する見直しや、社会保障財源における資本負担の引き上げが必要である、としている。

納税者民主主義と今回の税制改革

第8章は、アダムスミスの租税論が国家の学問から可能な限り国民の立場へと近付けたものであるとして評価し、スミスにおいて自主的納税倫理の思想と納税者による財政主権の規制、という視点があったことを示唆している。更に、脱税の経済学的分析を試みたマイケル・スペンサーの研究を紹介し、そのキーワードである租税制度に対する「コンプライアンス」には、制度的条件としての租税民主主義と精神的条件としての納税倫理とが規定的影響を与えるものとしている。かかる視点からすると日本における申告納税制度はより改善・強化されるべきである、と結論づけている。

終章は1987年度税制改革について、少額貯蓄非課税制度の廃止、利子に対する源泉分離選択課税の引き下げ、土地の長期譲渡所得課税の緩和、証券などの譲渡益に対する事実上の非課税措置の存続、課税ベース縮小と所得税の最高税率引き下げなど、所得格差を助長し安定的な経済発展を阻害するものであったことを指摘し、高額資産所得・キャピタルゲインの総合課税、低・中所得層への減税の必要性を主張している。

若干の論点

納税者民主主義という視点からの専門的な租税論の書は極めて少なく、その意味で本書の果たす役割は大きいと思われる。納税者主権、納税倫理、という思想が具体的な租税制度の中でどの様に現れるのか、を本書は明快に描いており、全体として今回の税制改革への批判をなしているが、それに拘らず、オールタナティブな租税制度を模索する上で重要な視点を提供するものと思われる。なお、紙幅の制約上、あるいは共同研究の成果という性格上、困難はあろうかと思われるが、さらに望むとすれば以下の点であろう。

まず第一に、地方自治、という視点が掲げられていることからすれば、地方所得税をも含む

地方税全体のあり方をも検討すべきであろう。個別的には、多国籍企業優遇税制の地域経済・地方財政への影響、事業税における付加価値外形標準の導入、といった点で興味深い視点が提供されているが、住民自治、地方税納税者による地方財政の統制、ということを考えるならば、とりわけ地方所得税問題にかんしては、レイフィールド委員会報告などの国際的潮流を踏まえて是非とも言及してほしかった点である。

第二に、シャープ勧告に対する総合的評価である。これも個別には包括的所得税、付加価値税、申告制等の点について言及がされているが、今回の「抜本的税制改革」の主眼がシャープ勧告の見直しという名目にあることを考えるならば、シャープ勧告の本来的思想は那边にあったのか、またそれを租税民主主義の立場から読み替えることが可能であるか否か、という点で再評価がなされてほしかった。

第三に、今日のように租税制度が複雑化したために、財政学の研究者にとってさえも租税論は難解な領域となっている。研究書としての性格上本書にもかなり難解な専門用語が幾つかあり、できればそれらについての解説を付記してほしかったと思われた。また、こうした租税制度の複雑化を考えると納税者民主主義、納税者による財政過程の統制、の実現にはかなりの専門的知識が必要であろう。とりわけ今日のような高度情報社会における、大企業と勤労・中小営業者層との間の租税制度に関する情報・専門的知識の一層の遍在は、国民一般から租税制度をますます遠ざけているように思われる。租税論が「生活の科学」(「はしがき」、原典は鳥恭彦『近世租税思想史』1938年)であるためには、こうした情報・専門知識をいかに国民のものとしていくか、は今後明らかにしていくべき課題であろう。

(たけだ きみこ 京都大学大学院)